ソリューション・ビジネス・コンソーシアム会員規則

第1条(名称)

本会は、「ソリューション・ビジネス・コンソーシアム」と称する。

第2条(目的

本会は、会員企業の有する有力なソリューションを相互に連携する ことによって、会員企業のビジネスに関するプロモーションの活性化 を図り、会員相互のビジネスの発展に寄与することを目的とする。

第3条(活動)

本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1)定時総会(毎年4月)
- (2)定例会(毎月1回)
- (3)合宿研修(原則として毎年1回)
- (4)海外研修(別途企画)
- (5)その他、本会の目的を達成するために必要と認められるセミナー、研究会、展示会その他の活動

第4条(研究課題の決定)

- 1.本会は、年度を通じ研究すべき課題を、役員会からの提案に基づき 定時総会において決定する。
- 2.前項の課題に対して行った活動の成果は、会員各社において営業活動、マーケティング等に活用するための資料として提供されるものとする。ただし、本会は、その活用方法ないし範囲等について、本会の秩序を維持するために必要と認められる制限を付することがあるものとする。

第5条(会員)

- 1.本会は、正会員および特別会員で構成されるものとする。
- 2.正会員の資格は、SIまたはIT関連企業とする。
- 3.正会員企業からの参加者は、原則として営業またはマーケティング の責任者とし、各社2名までを登録することができるものとする。これ を超える員数の登録を希望する場合は、本会が別途定める追加会 費を支払い、役員会の承認を得て登録することができるものとする。
- 4.本会は、第2項に定める正会員企業の他、本会の目的達成への寄 与が見込まれる企業、個人を特別会員として参加させることができ るものとする。

第6条(入退会)

- 1.本会の会員になることを希望する企業は、本会所定の入会申込書ならびに正会員の推薦状を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。なお役員会は、新規入会の判断に当たっては、会員企業の賛否の意思を可能な限り汲むものとする。
- 2.本会を退会しようとする場合は、退会希望日の1ヶ月前までに書面を もって会長に届け出なければならない。なお、年度途中において退 会した場合であっても、入会金、会費等の払い戻しはされないものと する。

第7条(会費および活動費等)

- 1.本会の入会金は、以下の区分とする。
 - (1)売上高50億円以上の企業:10万円
 - (2)売上高50億円未満の企業:5万円
- 2.会費は月額1万円とし、一年分を一括して前払いにて支払うものとする。
- 3.特別会員の会費は、年額1万とする。

第8条(総会)

- 1.総会は、正会員と特別会員により構成され、原則として毎年4月に 定時総会を開催し、その他必要に応じ正会員企業の発議により臨 時総会を開催することができる。
- 2.総会の意思決定は、出席会員の過半数をもって決するものとする。
- 3.定時総会においては次の事項を審議するものとする。
 - (1)活動報告・活動計画に関する事項
 - (2)会則の改訂に関する事項

(3)前各号のほか、本会の運営に関する重要事項

第9条(会長および役員会)

- 1.本会の運営機関として役員会を置き、その活動全般を指揮する者として会長を置く。
- 2.役員会は、入会の承認および研究課題の決定等を行うものとする。
- 3.会長は、総会(原則として定時総会)において、正会員企業の参加者から選出する。
- 4.会長は、正会員企業及び特別会員の参加者から、役員候補を 3 名 以上 6 名までの範囲で選任し、被選任者の了解を得て役員会を 組織するものとする。
- 5.役員会の意思決定は、原則として合議による総意に基づくものとする。
- 6.会長および役員の任期は原則として1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 7.会長または役員の解任については、会員企業からの発議により、総 会の決議によるものとする。

第10条(事務局)

- 1.本会の開催、運営、経理等の事務を処理するため、役員会の委嘱を 受けて活動する事務局を置くものとする。会員企業は、役員会から の要請があったときは、本会に事務局員を派遣するものとする。
- 2.事務局には、役員会の承認を得て事務局長を置き、その活動全般の統制にあたらせるものとする。
- 3.本会の事務局は、次の場所に置くものとする。 東京都港区赤坂1-1-7 細川ビル ㈱テクノフォース内

第11条(名簿)

1.本会は、会員名簿を作成し、毎年1回更新のうえ会員に配布するものとする。会員は、当該名簿を、本会参加の目的以外で利用してはならないものとする。

第12条(事業年度)

本会の運営年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条(経費)

本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてるものとする。

第14条(協議事項)

この会則に定めない事項ならびに疑義のある事項については、役 員会に諮り、その処理を決定するものとする。